

群馬県精神保健福祉協会表彰規程

(目的)

第1条 群馬県精神保健福祉協会は、次の各号に規定する表彰を行うことができるものとする。

(1) 会長表彰

本会の事業目的及び発展に寄与し、その功績が顕著であると理事会で認められた会員について、会長表彰を行う。

(2) 特別功労表彰

特別功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについてこれを行う。

ア 精神保健福祉に関する知識の普及啓発に貢献し、かつ、その功績が顕著なもの。

イ 精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進に協力・援助し、かつ、その功績が顕著なもの。

(被表彰者の推薦基準)

第2条 被表彰者の推薦基準は、別途定める。

(被表彰者の推薦)

第3条 被表彰者の推薦は、役員又は関係団体が本会会長あて行うものとし、推薦方法については別途定める。

(表彰の決定)

第4条 被表彰者の決定は、会長が理事会に諮り行う。

第5条 表彰は、会長がこれを行う。

第6条 被表彰者の人数は、若干名とする。

(表彰の期日)

第7条 表彰の期日は、群馬県精神保健福祉協会理事会においてその都度定める。

(本規程の施行期日)

第8条 本規程は、平成20年5月27日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月25日より施行する。